



「光格天皇画像」  
(東京大学史料編纂所  
所蔵「御肖像」模写)

近現代の天皇に学ぶ①

明治維新の先がけ——光格天皇の御事績

道徳科学研究センター教授  
(研究主幹)

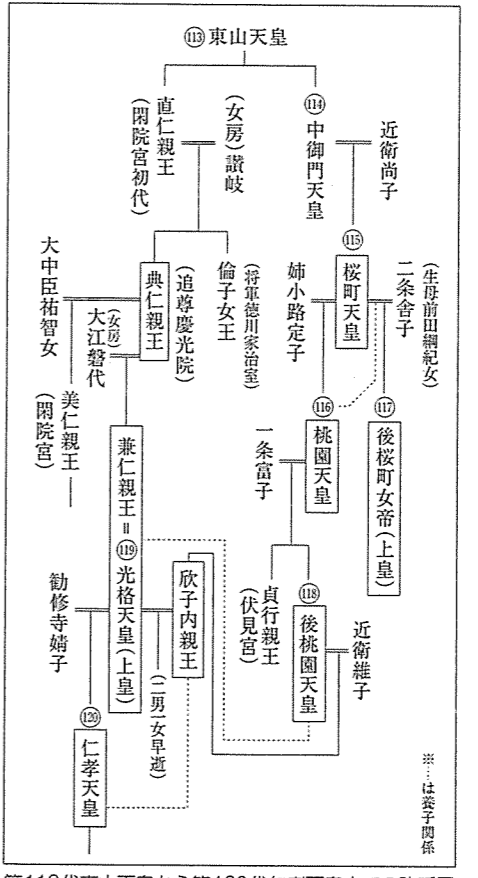
ところ いさお  
所 功

●第一二五代の今上陛下  
「長い天皇の歴史を振り返り……」

昨年(平成二十八年)八月八日、日本の全テレビ局から「象徴としてのお務めについて」の天皇陛下のお言葉」がビデオメッセージとして、一斉に放映された。それを拝聴した一般国民の大多数は、今上陛下が「平成三十年ごろまでに、譲位」を強く希望されている」ことに、驚きながらも理解と賛意を示した。

なぜ驚いたかといえば、明治以降の(戦後も)皇室典範に譲位の規定がなく、今上陛下は終身在位されると思ひ込んできたからである。しかし、陛下は「お言葉」の中で、「我が国の長い天皇の歴史を振り返りつつ、これからも……象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じて」、江戸時代まで多くの歴代が行われてきた譲位の道を選びうると考えられたのであろう。その譲位は、大化改新(六四五年)直前の皇

極女帝(天智・天武両帝の生母)に始まり、今からちようど二百年前(二八一七年)に譲位された光格天皇まで、北朝五代を含めて実に七割近い例がある。その史上最後の光格天皇は、在位中も譲位後も大きな事績をあげられた。そのことが明治維新の先がけになったとみられる。そこで、このシリーズは、「近現代の天皇に学ぶ」を通してテーマとしているが、その第一回を光格天皇から始めることにしよう。

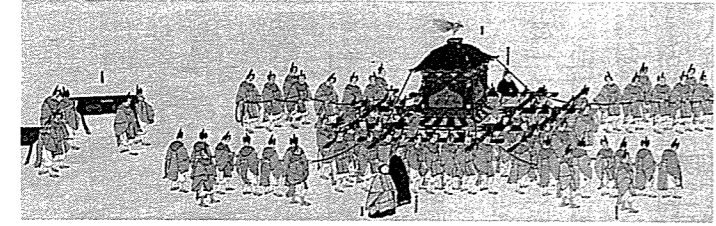


第113代東山天皇から第120代仁孝天皇までの路系図

●後桃園天皇の養子として皇位を継承  
日本の皇室は「万世一系」と称されるが、決して単純な父子相承ではない。とくに光格天皇は極めて重大な転機となった。それまで天皇が將軍に注文を付けるようなことはなかったが、これ以降、幕府は朝廷の意向・希望を尊重するようになった。天明八年の京都大火で御所が消失すると、老中・松平定信自ら上京し、平安朝風の立派な御所(上皇の仙洞御所)を再建している。このころから朝廷の權威が高まり、幕末維新の先がけとなった。また、寛政十一(一七九九年)に至っても、光格天皇(二十九歳)は後桜町上皇(六十歳)の教訓を忠実に守ろうと努めておられる。京都御所の東山御文庫に現存する長文の宸翰(天皇から上皇への返書)に、次のごとく記されている。

(上皇)仰せの通り、身の欲なく天下万民ののみ慈悲仁恵に存じ候事、人君たる者の第一のおしへ、……忝く存じまいらせ候。……正直・仁恵・誠信、第一の事にて候。……御厚意御念比の御書付(天皇の手紙)、実に……有りがたく存じまいらせ候。光格天皇は幼いときに支系から擁立されて、何かと至らない点もあると自覚されておられ、三十歳近くになっても上皇の訓誡を大切にしておられたことがわかる。

この光格天皇は平安以来の朝儀復興に努め、在位中に賀茂社・石清水社の臨時祭(勅祭)を再興しておられる。また、天皇の諡号(贈り名)は、その聖徳を讃えて奉るべきところ、平安前期から千年近く中断していた(御生前の御所名などを追号し、天皇でなく「院」と称する)が、それを改めて本来の称号に復興したいと願っておられた。そこで、天保十一(一八四〇)年、七十歳で崩御されると、仁孝天皇が「光格天皇」という諡号を奉っておられる。名実ともに、皇室本来の在り方が回復されつつあったのである。

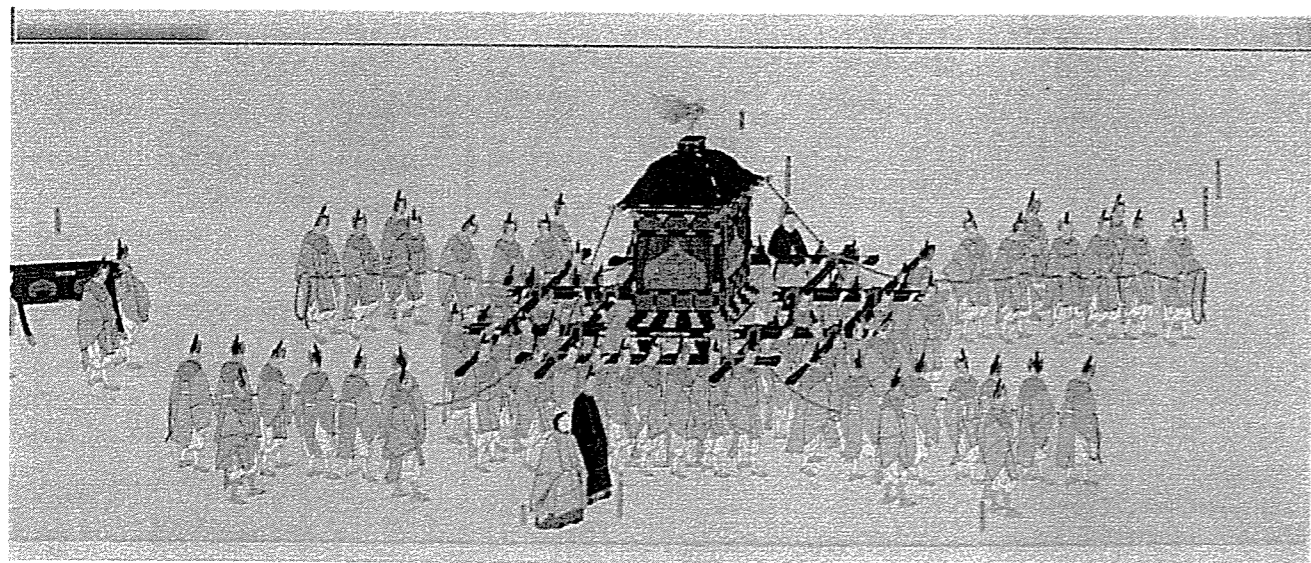


桜町殿(光格上皇の御所)への「行幸圖」(国立公文書館デジタルアーカイブ公開)

い支系の若い男子を探し、急遽、八歳年上の閑院宮兼仁親王を故・後桃園天皇の養子として推戴した。それが光格天皇にほかならない。その後から大きな役割を果たされたのが、後桃園天皇の伯母にあたる後桜町女帝(上皇)である。女帝は弟の桃園天皇崩御後、その遺子が成長するまで八年間皇位を預り、譲位後も甥・後桃園天皇の訓育に努められたが、甥の急逝により支系から光格天皇を迎え、再びその訓育に力を尽くしておられる。たとえば、天明七(二七八七年)、全国的な大飢饉に見舞われ、京都でも窮民たちが御所へ「お百度詣」に押ししかけた。すると、後桜町上皇(四十八歳)は「仙洞(上皇)御所よりりんご三万、一人へ一つあて下された」(国立公文書館蔵「落葉集」)。それに心動かされた光格天皇(十七歳)は、將軍・徳川家斉に対して「民草に露の情けを かけよかし 代々の守りの 国の司は」という御製を贈られたところ、直ちに幕府が対策に乗り出している。

●盛大な譲位の行列と諡号の復活  
光格天皇は在位三十八年の間に、欣子内親

王を皇后に立て、その間に二男一女を儲けられたが、いずれも夭逝された。そこで、側室・勸修寺嫡子との間に生まれた恵仁親王を欣子皇后の、実子(養子)として、文化十四(一八一七年)、その仁孝天皇に譲位された。その譲位儀式は、極めて盛大に行われた。それを立証する記録や絵巻が数多く現存する。上皇は三月二十二日、内裏から仙洞御所の桜町殿へ遷られたが、数百名にのぼる行列を描いた『桜町殿行幸圖』(彩色二巻(国立公文書館所蔵))は、WEB公開されている。また、その内容を記録で考証した拙稿が『藝林』四月号(藝林会の機関誌)に掲載されたので、関心のある方はご覧いただきたい。

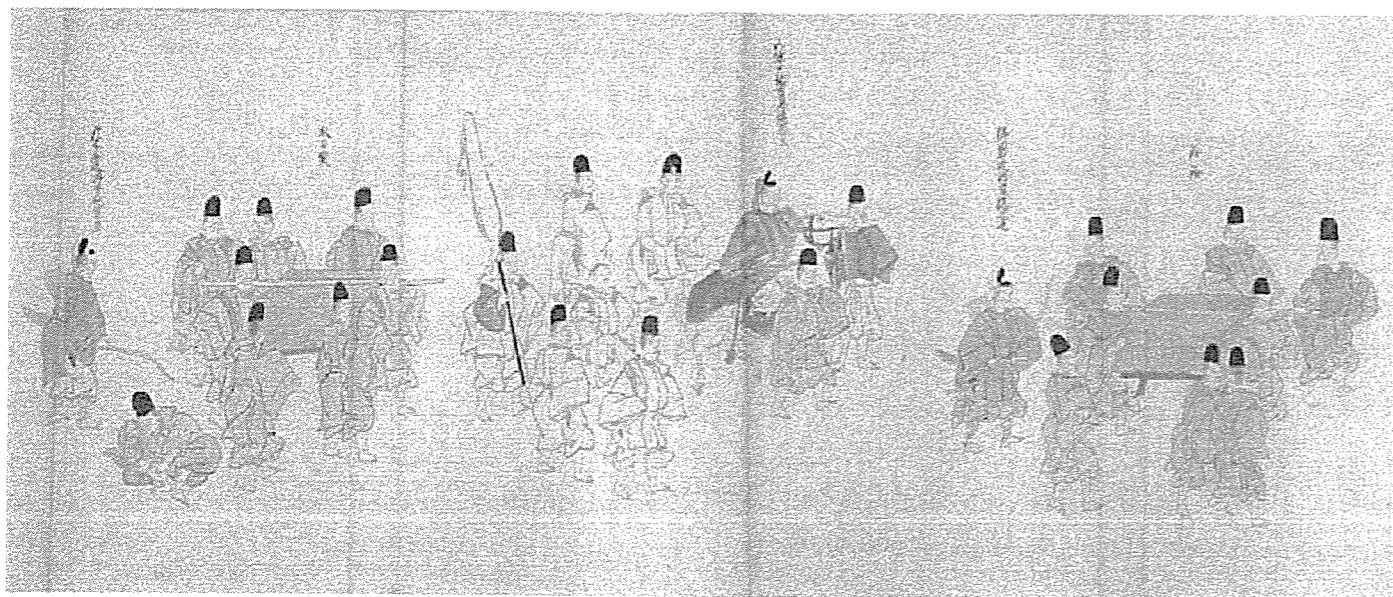


### 光格天皇の譲位による仙洞御所「桜町殿」への「行幸図」行列絵巻

文化14年（1817）3月22日午前、光格天皇（46歳）は内裏の御所から仙洞（上皇）の御所「桜町殿」まで立派な「鳳輦」（御輿）に移り、数百名の行列を組み行幸された。

その行列全体を忠実に宮廷絵師原在明の描いた『桜町殿行幸図』（上下二巻）が国立公文書館に所蔵され、カラーでWEB公開されている。

※所功「光格天皇の譲位式と『桜町殿行幸図』」（学術誌『藝林』66巻1号、本年4月）参照

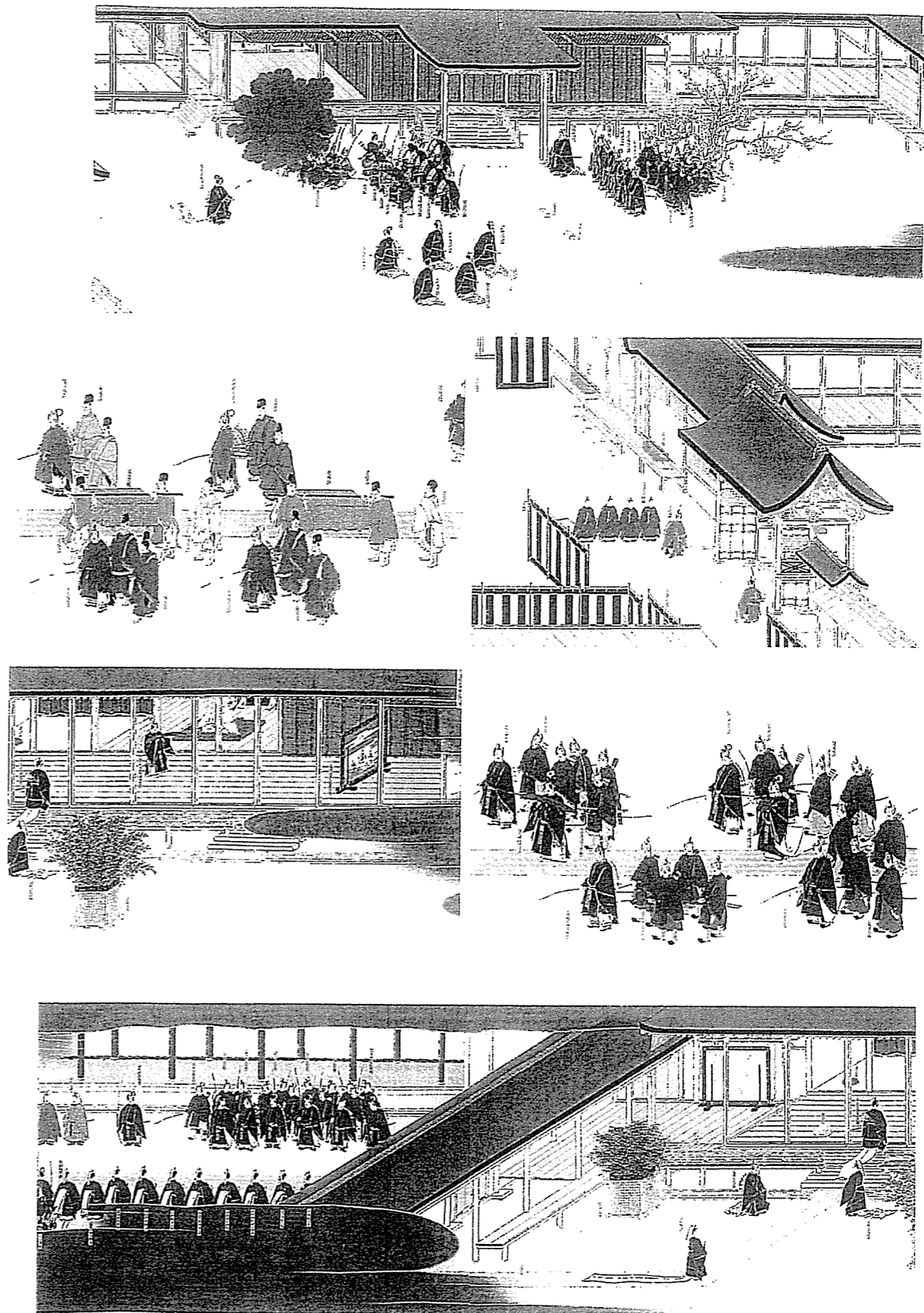


### 光格天皇の聖護院（仮御所）から新造内裏への還幸行列絵図

寛政2年（1790）11月22日、光格天皇（19歳）は天明8年（1788）1月30日の京都大火により内裏も全焼して以来、3年近く仮御所とされた聖護院（門跡寺院）から、新しく立派に造営された内裏へと還幸された。

その行列の概要を描いた絵図（折帖）が最近当研究センターに入ったので、今回初めて記念講堂のロビーに現物とパネルを展示し、全体のカラー写真をWEB「ミカド文庫」に掲載する。

※所功「光格天皇の『寛政新造内裏還幸行列絵図』（『モラロジー研究』79号、本年5月）参照



### 『御物 光格天皇譲位絵巻』（京都御所東山御文庫蔵）（霞会館

資料展示委員会編『光格天皇と幻の将軍』平成13年、同図録より）

昭和二十年八月十五日、この日、我が国三千年の歴史上始めての事が起りました。そしてこの日が日本人に永久に忘れられない日となりました。おそれ多くも天皇陛下が玉音で英米支蘇四ヶ国の宣言を御受諾になるといふ詔書を御放送下さいました。私はそれを伺つて非常に残念に思ひました。無条件降服といふ国民の恥を、陛下御自身で御引受けになつて御放送になつた事は誠にそれ多い事でありました。

今度の戦で我が忠勇な陸海軍が陸に空に勇戦奮闘し、殊に特攻隊は命を投げ出し陛下の御為笑つて死んで行きました。又国民も度々の空襲で家を焼かれ、妻子を失つても歯をくひしばつてがんばりました。このやうに国民が忠義を尽して一生懸命に戦つたことは感心なことでした。けれども戦は負けました。それは英米の物量が我が国に比べ物にならない程多く、アメリカの戦争ぶりが非常に上手だったからです。初めの内は準備が出来なかつたので敗戦しましたが、いざ準備が出来ると猪武者のやうな勢で攻めて来ました。その攻め方も上手でなかなか科学的でした。数百隻の軍艦、数千機の飛行機、数万噸の爆弾を以つて攻めて来ました。遂には原子爆弾を使つて何十万といふ日本人を殺傷し、町や工場を破壊しました。それで我が海軍はほとんどなくなり、飛行機を作るアルミニウムの製産も十八年頃に比へて四分の一にへつて大事な飛行機が作れなくなり、遂に戦争が出来なくなりました。その原因は日本の国力がおとつてゐたためと、科学の力が及ばなかつたためです。それに日本人が大正から昭和の初めにかけて国の為よりも私事を思つて自分勝手をしたために今度のやうな国家総力戦に勝つことが出来なかつたのです。

今は日本のどん底です。それに敵がどんなことを言つて来るかわかりません。これから苦しい事つらい事がどの位あるかわかりません。どんなに苦しくなつてもこのどん底からは上がらなければなりません。それには日本人が団体護持の精神を堅く守つて一致して働かなければなりません。日本人一人とアメリカ人一人を比べれば、どんな点でも日本人の方がすぐれてゐます。唯団体になると劣るのです。そこでこれからは団体訓練をし科学を盛んにして、一生懸命に国民全体が今よりも立派な新日本を建設しなければなりません。殊に国が狭まくなつたので、これからは農業を一層盛んにしなければなりません。それが私達小国民の役目です。

今までは、勝ち抜くための勉強、運動をして来ましたが、今度からは皇后陛下の御歌のやうに、つぎの世を背負つて新日本建設に進まなければなりません。それも皆私の双肩にかゝつてゐるのです。それには先生方、傳育官のいふ事をよく聞いて実行し、どんな苦しさにもたへしので行けるだけのねばり強さを養ひ、もつともつとしっかりとつかりして明治天皇のやうに皆から仰がれるやうになつて、日本を導いて行かなければならないと思ひます。

(イ) 戦敗国に於ては、民心が王室を離れ、或は怨み、君主制がそこに終りを告げるのが通例であります(仏・露・独・奥・伊など例示)。

(ロ) (しかし) ひとり日本は例外をなし、悲しむべき敗戦にも拘らず、民心は皇室をはなれぬのみか……却つて相近づき相親しむに至つた……。

(ハ) (それは) 何故であるか。一には長い歴史であり、その大半は(今上)陛下の御君徳によるものであります。

(ニ) (今上)陛下が平和を愛好し給ふこと、学問芸術を御尊重になりますこと、天皇としての義務に忠なること、人に対する思ひ遣りの深くおいでになりますこと(国民が)存じあげて居り、この事が敗戦といふ日本の最大不幸に際しての混乱動揺を最小限に止めさせた所以であると存じます。

(ホ) (それゆゑ) 殿下に於てこの事を深くお考へになり、皇太子として、将来の君主としての責任を御反省になることは殿下の些かも怠るべからざる義務であることを、よくお考へにならねばなりません。

(ヘ) (天皇は) 何等の発言をなさざるとも、君主の人格、その識見は、自ら国の政治に良くも悪くも影響するのである。殿下の御勉強と修養とは、日本の明日の国運を左右するものと御承知ありたし。

(ト) 注意すべき行儀作法／＼気品とデイグニチイ(威厳)は間然すべきなし／＼To pay attention to others (ほかの人々に注意を払うこと)／＼人の顔を見て話を聞くこと、人の顔を見て物を言ふこと／＼Good manner (良き礼儀)の模範たれ。

理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。

⑤ こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に行なつて来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るといふ務めを、人々への深い信頼と敬愛をもつてなし得たことは、幸せなことでした。

⑥ 天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われまます。また、天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなつた場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません。

⑦ 天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至つた場合、これまでも見られたやうに、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶことが懸念されます。更にこれまでの皇室の暮らしにも様々な影響が及ぶことが懸念されます。更にこれまでもの皇室のしきたりとして、天皇の終焉に当たつては、重い殯の行事が連日ほぼ二ヶ月にわたつて続き、その後喪儀に關連する行事が、一年間続きます。その様々な行事と、新時代に關する諸行事が同時に進行することから、行事に關わる人々、とりわけ残される家族は、非常に厳しい状況下に置かれざるを得ません。こうした事態を避けることは出来ないものだろうかとの思いが、胸に去来することもあります。

⑧ 始めにも述べましたやうに、憲法の下、天皇は国政に關する権能を有しません。そうした中で、このたび我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからは皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちを話したいしました。

国民の理解を得られることを、切に願つています。  
(宮内庁ホームページより、英訳文も掲載)

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば

(平成二十八年八月八日)

① 戦後七十年という大きな節目を過ぎ、二年後には、平成三十年を迎えます。

私も八十を越え、体力の面などから様々な制約を覚えることもあり、ここ数年、天皇としての自らの歩みを振り返るとともに、この先の自分の在り方や務めにつき、思いを致すようになりました。

本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか、天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思ひます。

② 即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました。伝統の継承者として、これを守り続ける責任に深く思いを致し、更に日々新たな日本と世界の中にあつて、日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていくかを考えつつ、今日に至つています。

③ そのような中、何年か前のことになりましたが、二度の外科手術を受け、加えて高齢による体力の低下を覚えるようになった頃から、これから先、従来のように重い務めを果たすことが困難になつた場合、どのように身を処していくことが、国にとり、国民にとり、また、私のあとを歩む皇族にとり良いことであるかにつき、考えるようになりました。既に八十を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのやうに、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと察しています。

④ 私が天皇の位についてから、ほぼ二十八年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ましたが、同時に事にあたつては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考へて来ました。天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありやうに深く心し、国民に対する

# 御叡慮「高齡讓位」の望ましい在り方

所 功 (長文の後半 部分と抄録)

## 成果と問題点

もう一つは、現行典範の第二条によって次の皇位継承者となられる秋篠宮殿下を、何故か「皇嗣殿下」と呼び、しかも宮家を残すため「内廷外皇族」として据え置き、待遇のみ「皇太子と同様の特例が適用される」と提案してある。これは甚だ奇妙な措置だといはざるを得ない。

なぜなら、「皇嗣」は皇位の継承者を指す普通名詞であって称号ではない。しかも典範の第八条に、「皇嗣」は天皇の「皇子(男子)か皇孫(男子)に限定されてゐるから、「皇弟」が皇嗣ではない状況を放置したまま

で、新皇弟を「皇嗣」と公称すれば、典範違反といはれかねない。それ以上に重大な問題として、皇弟は本家の内廷と分家の宮家から成り、皇嗣は内廷皇族にならなければならない。もし宮家皇族のまま「特例」扱ひの皇太子待遇が十年も二十年も続けば、正当性を疑問視されるやうになる虞があらう。

従って、当面かやうな特別措置でもおこなわないとしても、やはり典範の第八条を改訂して、たとへば「皇嗣は、皇位継承順位第一の皇族をいふ。その皇嗣を皇太子と称する」と定める必要があると思はれる。

## 御讓位の時期と儀式の在り方

ところで、報告書は触れてゐないが、政府筋はすでに御讓位や改元の時期を内定し、宮内庁の諒解をえずに情報を流した。これは田々しき問題であり、関係者に猛省と再検討を求めたい。

今上陛下は内々「平成三十年まで頑張る」と仰せられた由であるが、それは必ずしも来年末までとは限らない。皇室全体との御都合を考へれば、平成三十一年正月七日の「昭和天皇二十年式年祭」山陵の儀と皇霊殿の儀を、天皇として皇太子と

ともに営まれることが重要である。従って、正月十日前後の「宮中歌会始」を済ませられてから、二月二十三日の皇太子殿下御誕生日までの間に、将来の先例となるやうな新しい讓位(皇太子殿下の踐祚)儀式を執りおこなはれることが望ましいと思はれる。

皇位継承に不可欠の要件は、現行の『皇室経済法』第七条で「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに皇嗣がこれを受ける」と定められる由緒物、とりわけ三種の神器を、皇位と一体のシンボル(レガリア)として直ちに継承されることである。

それが終身在位を原則とした明治以降は、先帝陛下の崩御直後「踐祚ノ式」として、神鏡を祀る賢所と皇霊殿・神殿で掌典長が御代拝を務め、それと同時に新帝陛下が宮殿へ出御され、侍従が御所から宮殿へ捧持する宝剣と神璽を承継される「劍璽渡御ノ儀」(今上陛下は「劍璽等承継の儀」をおこなはれる。しかも、その一両日後、皇后陛下も皇族女子も参列して「朝見ノ儀」をおこなはれる定めであった。かうした儀式・祭事を、

今後どのやうにされるか、近く検討が始まると思ふ。そこで、敢て試案を申せば、今上陛下はお元氣なうちに讓位されるのであるから、当日まじ御みづから宮中三殿に親拝され、ついで宮殿においでし、皇太子殿下に御手渡しされる。それによつて皇位は継承されたことになるが、その際、今上陛下から讓位の「お言葉」を賜はし、また皇太子殿下から父帝に感謝の「お言葉」を述べられることが望ましい。

同日でも一両日後でもよいが、新天皇陛下による朝見の儀で、前帝陛下に「上皇」「前皇」陛下に「太后」の称号を贈られ、また参列者・全国民を代表して総理大臣から、前帝陛下への感謝と新帝陛下への祝福を申し上げる。しかも可能ならば、上皇・太后と天皇・皇后の四階にお揃ひで長和殿のベニゴソクに立たれ、参集する人々の奉祝に応へられる、といふやうな晴々しい儀式も工夫していただきたい。

なほ、従来は新帝陛下の踐祚と同時に、皇子が

## 「皇位の継承があつた場合」の改元

最後に、改元の問題である。有識者会議の論点整理より出ている正月十日の「産経新聞」朝刊が一面で、「新元号、平成31年元日から」といふスクープを「政府」の情報として打ち、他の全国紙も翌日一斉に後追ひした。それは「国民生活の便宜」に叶ふからだとはいふ。

しかし、これは可笑しい。戦後、新典範で明文上の根拠を失つた元号の永続を願ふ国民有志多数の努力が実つて、昭和五十四年に成立した「元号法」は、次の通りである。

- 1 元号は、政令で定める。
  - 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。
- つまり、新憲法下で、天皇が元号を勅定されることは難しいため、政府が閣議で決定し政令により公布する、といふ手続きになつた。しかし、その改元を「皇位の継承があつた場合に限る」とする「一世一元」の制は、明治以降と変はりない。

その皇位継承が、今回は讓位されて踐祚といふ形になる。従つて、まづ讓位・踐祚の儀を経ないで、改元はできない。それを政府は、元日改元とすれば国民に歓迎されるかと考へたのか、当初は元日に「天皇即位の儀式」をおこなふことにし、それが宮内庁から無理だと指摘されても、元日改元案を変へず、その前(十一月下旬)に讓位・踐祚を予定してゐるといふ。

これはまったく本末顛倒であらう。前述のごとく御讓位は、皇室会議の議を経て、平成三十一年一月七日の昭和天皇二十年式年祭より後(二月以前)がふさはしい。さうなれば、その日に政令を決定し、憲法上の国事行為として、新天皇陛下が政令に親署されると、公布の運びとなる。

ただ、国民の便宜も考慮するならば、特例法が成立したら、来年早々に約一年後の御讓位日程を決め、政府は新元号を早めに内定して、告知(元号表示の切り替

をられるなら皇太子に確定し、後日「立太子礼」がおこなはれた。

しかし今回は、特例の「皇嗣殿下」であるから、すみやかに「立皇嗣礼」(仮称)をおこなひ、平安時代から皇太子位のシンボルとされてきた「壺切の御剣」も受け継ぐ必要がある。これは従来(今上陛下と皇太子殿下)の立太子礼と同様、国の儀式とされるであらう。

とすれば、それより重い讓位・踐祚の儀は、国の儀式とされるのが当然だと思はれる。

準備も容易になる(一)、御讓位の当日、政令により正式決定の上、その翌日か年度替はりの四月一日から施行する、といふやうな案も検討されてよいであらう。

いづれにせよ、現憲法のもとで実現される、讓位による御代替はりに際して、関連する重要な儀式がなるべく伝統を尊重して齎行され、それが後世の良の指針となるやうに、関係者の真摯な尽力を切に念じてやまない。

《参考》拙著『象徴天皇「高齡讓位」の真相』(ベスト新書)

(京都産業大学名誉教授、エラロジスト研究所教授・研究主幹、麗澤大学客員教授、皇學館大学特別招聘教授。五月八日稿)

平成29年6月中、「退位等に関する皇室典範特例法」衆参両院で成立。  
 平成30年から 約1年後の皇位継承に関する諸準備、新元号の内定。  
 平成30年末～31年初 (イ)讓位=踐祚の儀、(ロ)新元号の決定・施行  
 新元号元年(2019) (ハ)即位礼(國の儀式) (ニ)大嘗祭(皇室行事)

(イ) 劍璽等を今上陛下から皇太子殿下へ授受/朝見の儀で新天皇陛下から御言葉  
 (ロ) 新元号を早めに内定・予告/皇位継承の当日に決定公布(施行翌日から?)  
 (ハ) 国内・海外から代表者参列のもと天皇陛下が即位宣言(春?皇居の宮殿)  
 (ニ) 悠紀・主基の地で収穫した米・粟等を天皇が供饗共食(11月、京都の仙洞?)